

◇鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正等について

1 規則の改正・廃止理由

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（以下「条例」という。）の廃止に伴い、関係規則の改正及び廃止を行う。

2 規則の概要

- (1) 条例の廃止に伴い、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則について所要の規定の整備を行う。
- (2) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則は、廃止する。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県総合開発審議会条例及び鳥取県農業振興審議会設置条例の廃止に伴い、附属機関に関する規定について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県総合開発審議会及び鳥取県農業振興審議会に係る規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

農林水産部和牛全共室の執務室を平成19年1月1日に本庁舎から西部総合事務所に移転することに伴い、鳥取県会計規則及び鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

- ア 農林水産部和牛全共室を出納機関とみなす。
- イ 農林水産部和牛全共室の室長補佐の職にある者のうち会計事務を分掌するものを出納員に充てる。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

- (1)により生活環境部消費生活センター又は農林水産部和牛全共室が出納機関として処理することとなる事務は次のとおりとし、その事務処理権限の区分は課長の委任決裁とする。
 - ア 補助金及び会計に関する事務のうち、生活環境部消費生活センター所長の名において処理することが適当であり、生活環境部長が別に定めるもの
 - イ 補助金及び会計に関する事務のうち、農林水産部和牛全共室長の名において処理することが適当であり、農林水産部長が別に定めるもの

(3) 施行期日は、平成19年1月1日とする。

◇鳥取県採石条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県採石条例等の一部改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり、鳥取県採石条例の一部を改正する条例の施行等に伴う所要の改正を行う。

改正する規則	改正の内容
鳥取県採石条例施行規則	<p>ア 採取の期間は、3年（直前の認可期間中に、条例若しくは法の規定に基づく命令を受けなかった者又は当該命令を受けた者で当該命令に従って改善した者にあつては5年）を超えない期間で、それぞれの処分等に対応した期間とする。</p> <p>イ 採石認可の基準に係る保全区域の幅について、一律30メートル以上から、斜面の高低差に応じ保全区域の幅を確保することとするよう改める。</p> <p>ウ 新たに規則で定めることとされた重大な認可計画の不遵守は、認可計画に定める積上げ高さを超えて廃土等を堆積していることとする。</p> <p>エ 知事は、採石認可（変更認可を含む。）を行うときは、あらかじめ当該申請者の跡地の防災保証を行った機関に意見を聴くこととする。</p> <p>オ 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面の様式を定める。</p> <p>カ その他所要の規定の整備を行う。</p>
鳥取県採石場安全対策審議会規則	<p>ア 規則中引用している条例の根拠条項を改める。</p> <p>イ その他所要の規定の整備を行う。</p>
鳥取県事務処理権限規則	<p>ア 採石場における災害発生の報告の受理の事務処理権限を総合事務所長の委任決裁事項とする。</p> <p>イ 鳥取県採石条例施行規則に基づく知事の権限に属する事務については、総合事務所長の委任決裁事項とする採石認可（変更認可を含む。）を行う際に跡地の防災保証を行った機関への意見聴取の事務を除き、県土整備部長の委任決裁事項とする。</p> <p>ウ 規則中引用している条例の根拠条項を改める。</p>

(2) 施行期日は、平成19年1月1日とする。

◇鳥取県漁業協同組合併助成条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県漁業協同組合併助成条例（以下「条例」という。）が廃止されたことに伴い、条例の施行に関して必要な事項を定めた鳥取県漁業協同組合併助成条例施行規則（以下「規則」という。）を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県農林団体組織整備助成条例（以下「条例」という。）が廃止されたことに伴い、条例の施行に関して必要な事項を定めた鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則（以下「規則」という。）を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。